

母子・父子・寡婦家庭の方へ 修学資金などを貸し出します

対象

▷母子家庭の母親 ▷父子家庭の父親

▷父母のいない20歳未満の児童など

申込場所 子育て支援課

貸付金の初回交付予定日

申込月の翌々月の下旬

(3月中旬までに申し込みの修学資金は、

5月下旬交付予定)

貸付限度額の例 (大学の場合)

▷就学支度金……国公立370,000円 私立580,000円

▷修学資金(月額)…国公立67,500円 私立81,000円

※高等学校・短期大学など、学校種別により貸付額が異なります。

また、自宅通学以外の方は増額されます。



注意事項

- ○就学支度金(一時金)を希望する場合は、就学前に申し込みください。
- ▷修学資金は随時受け付けていますが、申請月分からの貸し付けとなります。
- ▶貸し付けには連帯保証人が必要と なるなど、一定の条件や審査があ ります。

問 子育て支援課(内線161)

平成30年 成人式典

成人式典を開催します。土岐市に住民登録をしている方(平成29年11月1日現在)、住民登録がない方で式典参加の申し出があった方には、案内状を送付しました。

日時 1月7日(日) 午後2時30分~(2時受付開始)

場所 文化プラザ

対象 平成9年4月2日~平成10年4月1日生まれ の方

※案内状のない方でも当日の受け付けは可能です。

※新庁舎建設工事のため、式典会場には駐車場はありません。**送迎のための停車のみ可能(駐車禁止)**です。土岐市駅周辺の「市営駐車場(有料)」または「セラトピア土岐南側河川敷駐車場」を利用ください。





問 生涯学習課(内線272)

1月31日(水)までにお願いします 償却資産の申告はお早めに

平成30年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は申告が必要です。早めの申告にご協力ください。

償却資産とは

法人や個人で事業を営む方が事業のために使用している資産のうち、税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産(看板・舗装などの構築物、機械・装置、運搬具、工具器具・備品などの資産)のことです。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる資産や、営業権・特許権などの無形固定資産を除きます。

売電用や発電出力10kw以上の太陽光発電設備(ソーラーパネル)も課税の対象となり申告が必要です。

申告方法

前年度も申告した方は増減資産を、新規で申告する方は全ての資産を、所定の用紙もしくは電算処理による独自の用紙で市税務課へ申告してください。

eLTAX(エルタックス)による申告のご案内

地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して、インターネットによる電子申告ができます。詳しくは、ホームページ (http://www.eltax.jp/) をご覧ください。

マイナンバー (法人番号または個人番号) の記載が 必要となります。記載を忘れずにお願いします。

問 ▷eLTAXについて……地方税電子化協議会

(☎0570−081−459)

▷申告全般について…税務課資産税係(内線177)